

東農第1438号
令和7年11月10日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小椋正清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	桜川西 (桜川西町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月10日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ①平均区画面積30a、昭和63年の圃場整備事業完了
- ②農家戸数18戸、農地面積約37ha、水稻約23ha、小麦約14ha、大豆約14ha作付
- ③平成26年2月4日〇〇〇〇が〇〇〇〇として法人化された。
- ④本地区〇〇〇〇は農地集積の意向を有しており中心経営体としての意向が高い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農業の有する多面的機能の発揮という観点から農業環境・資源保全を重要課題とし、耕作放棄地の未然防止に努めながら、適地適作の農地利用を考え、水稻・小麦・大豆の体系で高品質を目指し経営安定を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	35.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	35.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

〇〇〇〇への農地の集積・集約化を基本としつつ団地面積の拡大を農業委員と調整し、農地中間管理機構を通じて進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

〇〇〇〇への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、農業委員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

特になし。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できる防除作業は、〇〇〇〇へ委託

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】